

長野県コンクリート診断士会 会則

平成 22 年 08 月 22 日

第 1 条(名称)

本会の名称は「長野県コンクリート診断士会」(以下「本会」という)という。

第 2 条(目的)

本会は、公益社団法人 日本コンクリート工学会(以下「工学会」という。)のコンクリート診断士制度の趣旨に基づき、本会の活動支援、診断士業務の進歩・改善、診断士の技術力向上、社会的地位の向上、診断士の品位の保持、点検診断・補修補強技術の進歩・改善、コンクリート工学協会の診断士制度発展等コンクリート構造物の維持管理に関し、貢献することを目的とする。

第 3 条(活動)

本会は、前条の目的達成のため、次の活動を行うとともに、社団法人 日本コンクリート診断士会(以下(「本部」という)の支部とし活動する。

- (1) 会員のコンクリート構造物の維持管理に関する技術力・資質向上・情報収集のための活動(講演会等による情報提供等)
- (2) 診断士の社会的地位の向上、および処遇改善に関する広報事業、診断士制度発展に貢献するための活動(外部機関紙等への PR、発注者への PR、一般社会への情報発信等)
- (3) 技術の進歩・改善、社会貢献に関する活動(新技術・新材料の整理・評価、診断にかかわる社会的問題への対応等)
- (4) コンクリート構造物の点検・診断、補修・補強、維持管理に関する事業
- (5) 会員相互の親睦に関する活動
- (6) 工学会および本部、その他機関との連絡調整に関する活動
- (7) その他、本会の目的達成のために必要と判断した活動

第 4 条(会員)

本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員

正会員はコンクリート診断士の資格を有する者で、本会を運営するための役員等に就任すること、また本会及び本部の活動に参加することができる。

(2) 学会会員

学会会員は、本会を運営するための役員・委員等に就任すること、また本会及び本部の活動に参加することができる。

(3) 賛助会員

賛助会員は、本会の目的に賛同し、第9条に定める会費を負担する者は何人も入会でき、事業活動には参加できるが、役員に就任することはできない。

(4) 法人会員

法人会員は、本会の目的に賛同し、入会した団体。

また、正会員が該当年度にコンクリート診断士の資格をなくしたものは、自動的に賛助会員となる。

第5条 (入会)

会員は、入会に当たり会長宛に入会申込書を提出する。入会の資格を得た会員は、以下の入会金を納付する。

- | | |
|----------|----------|
| (1) 正会員 | 3,000 円 |
| (2) 学会会員 | 0 円 |
| (3) 賛助会員 | 3,000 円 |
| (4) 法人会員 | 10,000 円 |

第6条 (会員の資格喪失)

会員が次に掲げる事由に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 2年以上会費等を滞納したとき
- (2) 除名、ただし、除名は総会において3分の2以上の同意を要する
- (3) 死亡

2 会員は、前項により資格を喪失したときは退会するものとする。

第7条 (退会)

会員は、会長宛に退会届を提出し、いつでも退会することができる。

第8条 (除名)

会員の除名については、本会の会員が会の名誉を毀損し、または本会の目的に反するような行為をしたとき等、正当な事由があるときに

限り、総会の特別決議により除名することができる。この場合は、除名した会員にその旨を通知することを要する。

第9条（年会費）

会員は、本会の活動年度が開始された月に以下の年会費を納めることとする。

- | | |
|----------|----------|
| (1) 正会員 | 4,000 円 |
| (2) 学会会員 | 0 円 |
| (3) 賛助会員 | 4,000 円 |
| (4) 法人会員 | 10,000 円 |
- 2 年額のうち 800 円を本部会費に、それ以外の会費は本会の活動費として使用する。ただし、変更は 27 年度から実施する。
- 3 会員が納付した入会金および年会費は如何なる理由によっても返還しないものとする。

第10条（役員）

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名、会長は本部の支部長を兼務する。
- (2) 副会長 1 名
- (3) 理事 6 名、理事は北信、東信、南信、中信から各 1 名ずつ選出し、地区の事務局とする。また、広報担当を 2 名選出する。
- (4) 会計 1 名、理事のうちから互選で 1 名選出する。会計は事務局長を兼務する。
- (5) 監事 2 名

第11条（顧問）

本会に顧問をおくことができる。顧問は総会において承認する。

第12条（役員を選出と任期）

役員は総会において選出承認する。役員任期は 2 年とし、重任を妨げない。

第13条（総会）

総会の成立は、会員の 1/3 以上の出席を要し、総会出席者の半数をもって決議する。

- 2 総会の決議事項は次の事項とする。

- (1) 会則の変更
- (2) 毎事業年度の予算・事業計画の設定及び決算・事業報告
- (3) 役員を選任または解任
- (4) 解散
- (5) その他(役員会で認めるもの)

第14条 (役員会)

役員会は、会長がこれを召集し、会日の5日前までに役員に対して召集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

第15条 (会則の変更等)

この会則の変更は、役員会において行う。ただし、変更は総会の決議により決定する。

- 2 各種会合はインターネット等を活用し、極力費用などのかからない方法で実施する。

第16条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

附 則

- 1 この会則は、総会の日(平成22年8月21日)から施行する。

- 1 最初の事業年度は、設立総会の日平成22年8月21日から平成23年3月31日までとする。

- 1 この会則は、平成23年6月18日から施行する。

- 1 この会則は、平成24年6月16日から施行する。

- 1 この会則は、平成26年6月21日から施行する。

以 上